

商標行政の最新の動向

－改正商標法の経緯と概要－

平成26年7月29日

特許庁 審査業務部 商標課長

青木 博文

目次

I .商標の出願・審査処理状況

II .商標に関する国際動向

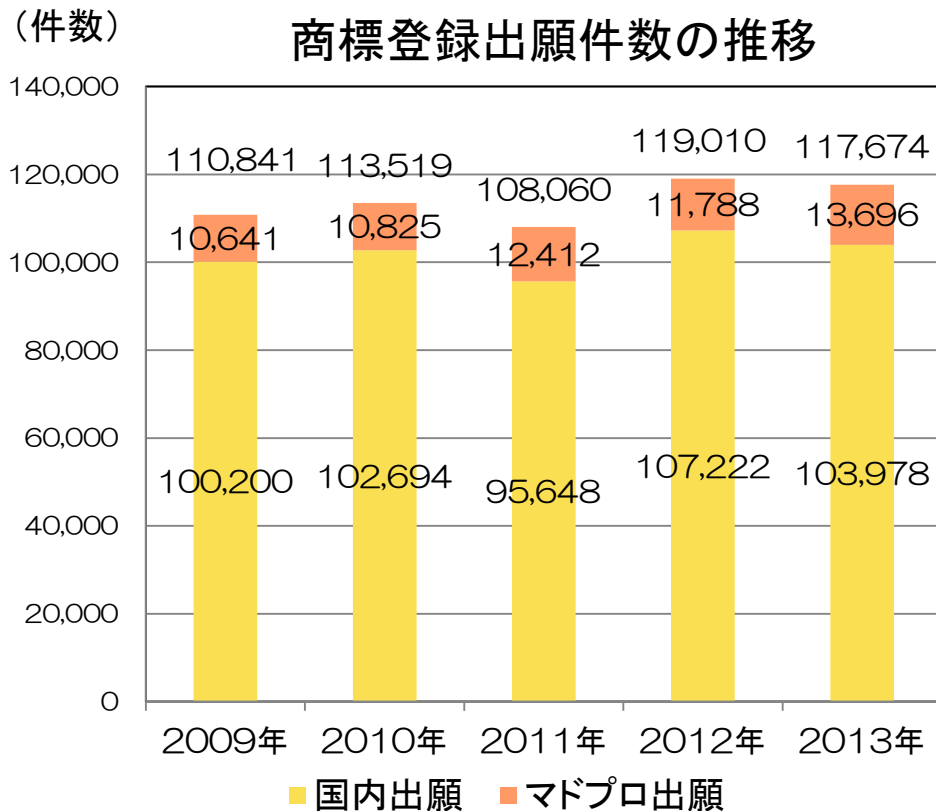
- 1 .多国間における取組
- 2 .W I P Oにおける取組
- 3 .二国間における取組
- 4 .新興国協力

III .商標法の改正について

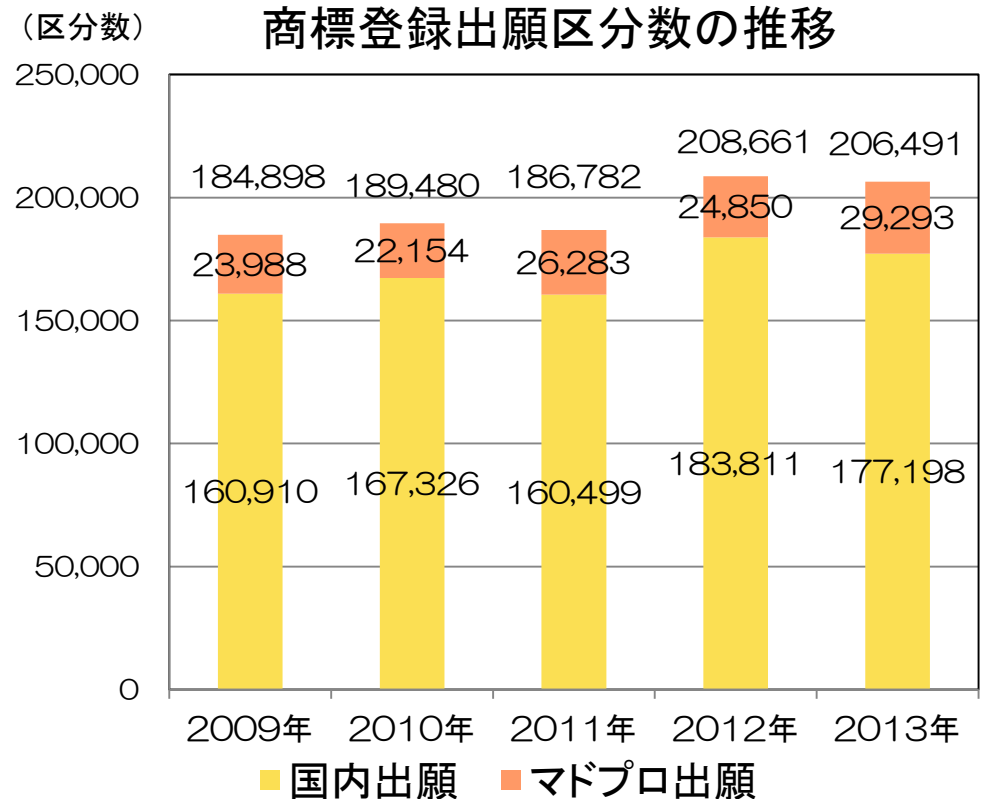
- 1 .保護対象の拡充
- 2 .地域団体商標の登録主体の拡充
- 3 .国際機関の紋章等と類似する商標の適切な保護
- 4 .改正法の施行予定

I. 商標の出願・審査処理状況

- 近年の出願件数は11万件台で推移している。
- 2013年の出願件数は、2012年からほぼ横ばいであったが、マドプロ出願件数は16.2%増加した。



出典：特許行政年次報告書



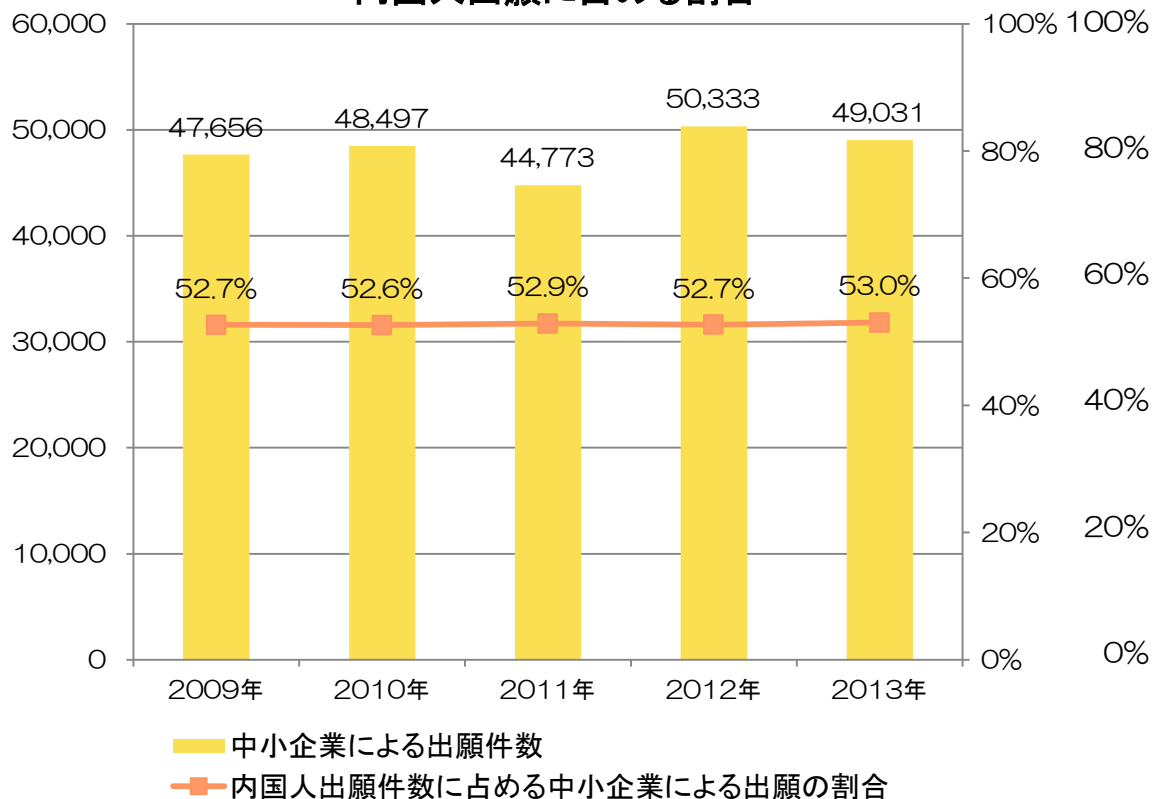
出典：特許行政年次報告書

※マドプロ出願＝マドリッド協定議定書を通じた国際商標登録出願。

I. 商標の出願・審査処理状況

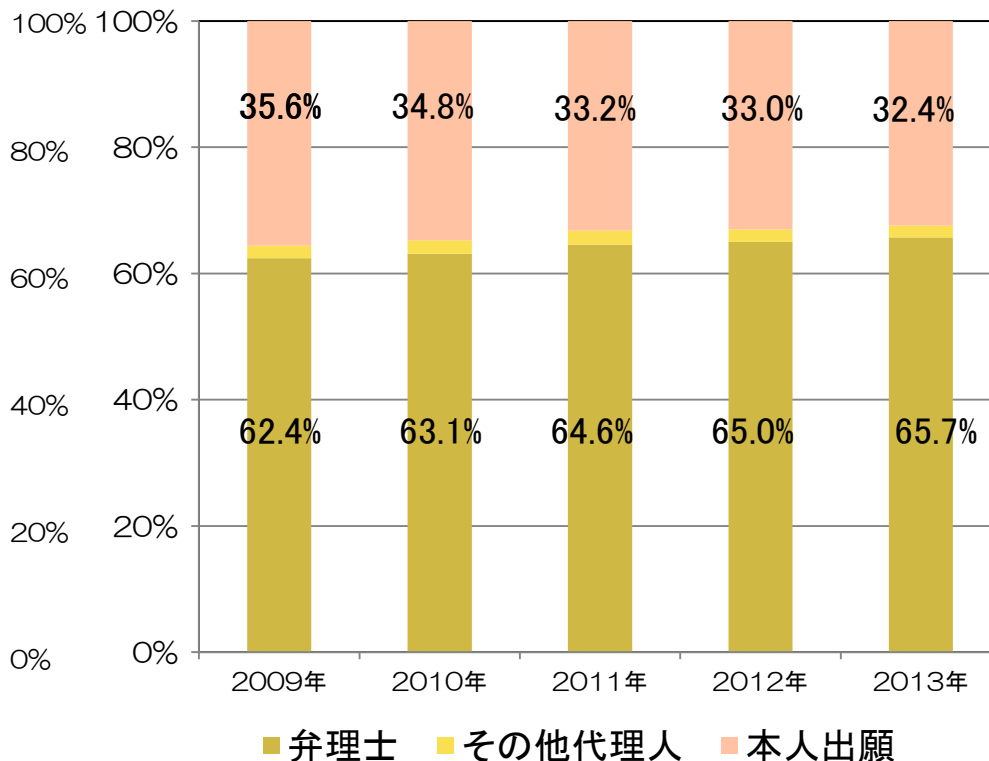
- ▶ 内国人による出願件数に占める中小企業出願件数は52～53%台。(図1)
- ▶ 過去5年間で代理人を利用した出願の割合は増加傾向にある。(図2)

図1 中小企業による出願件数と
内国人出願に占める割合



出典：特許行政年次報告書

図2 代理人有無割合の推移



出典：特許行政年次報告書

I. 商標の出願・審査処理状況

- ▶ マドリッド協定議定書を利用した外国への出願件数は増加傾向にあったが、2013年は減少した。(図1)
- ▶ マドリッド協定議定書を利用した外国から日本への出願件数は、全体として増加傾向。(図2)

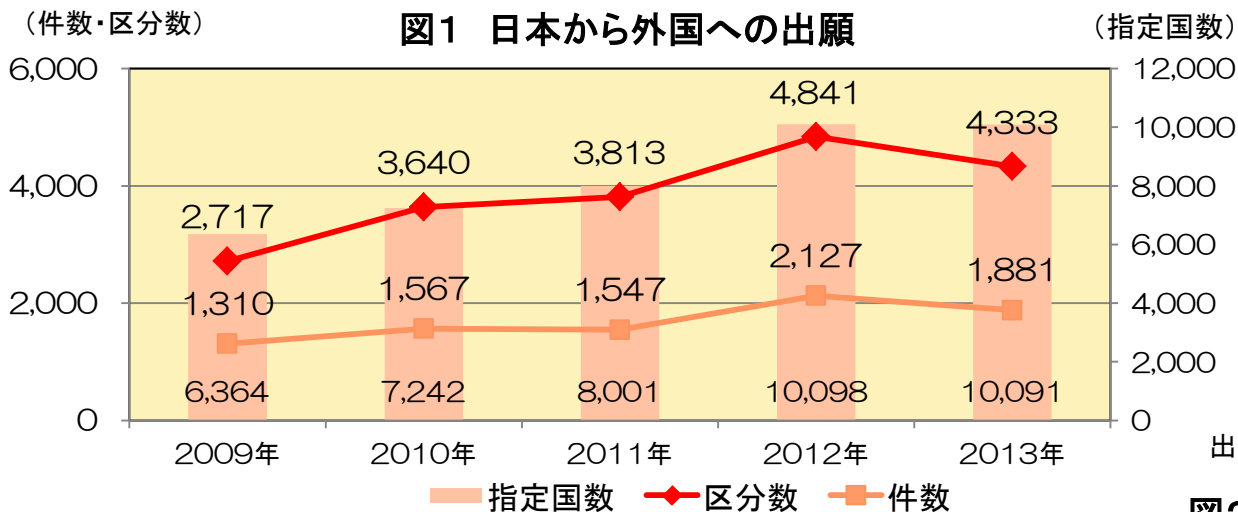
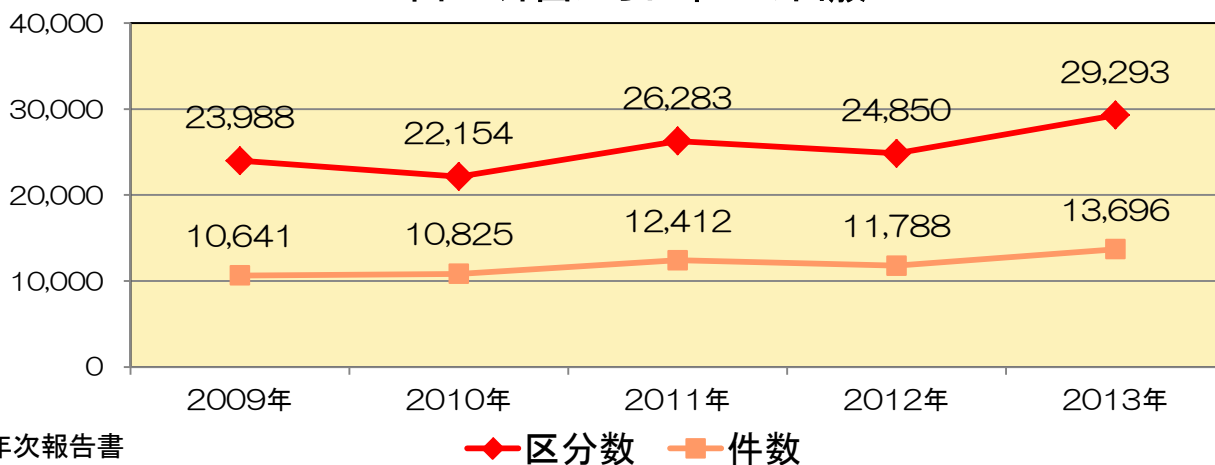
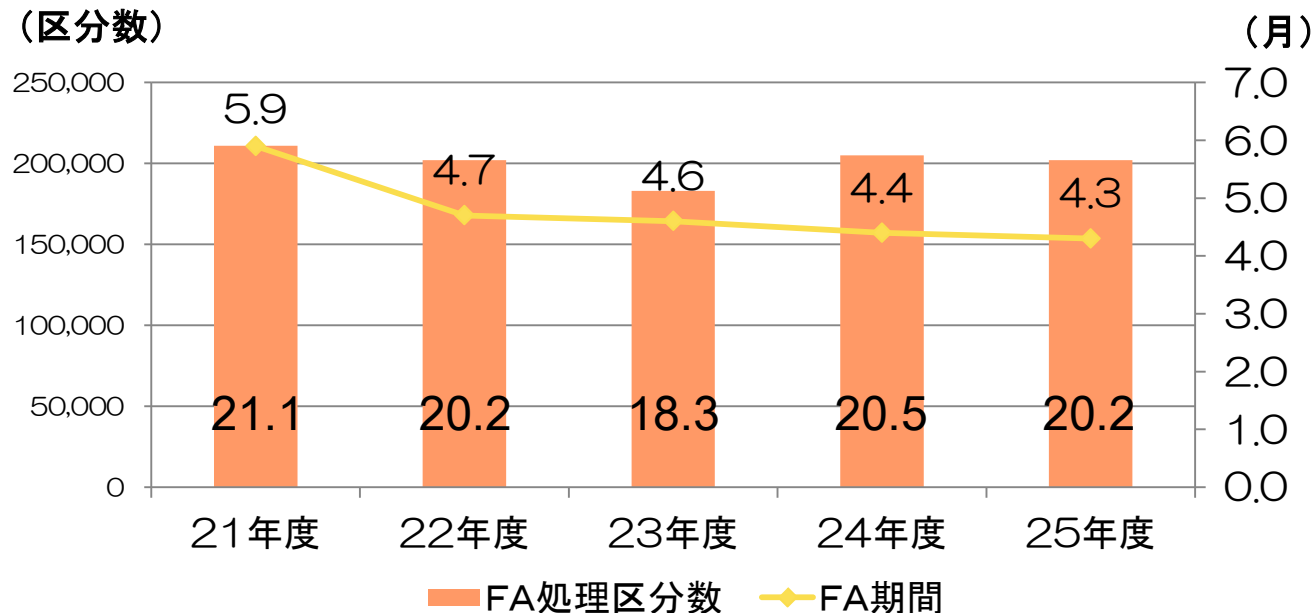


図2 外国から日本への出願



2013年度審査処理実績



2014年度実施庁目標

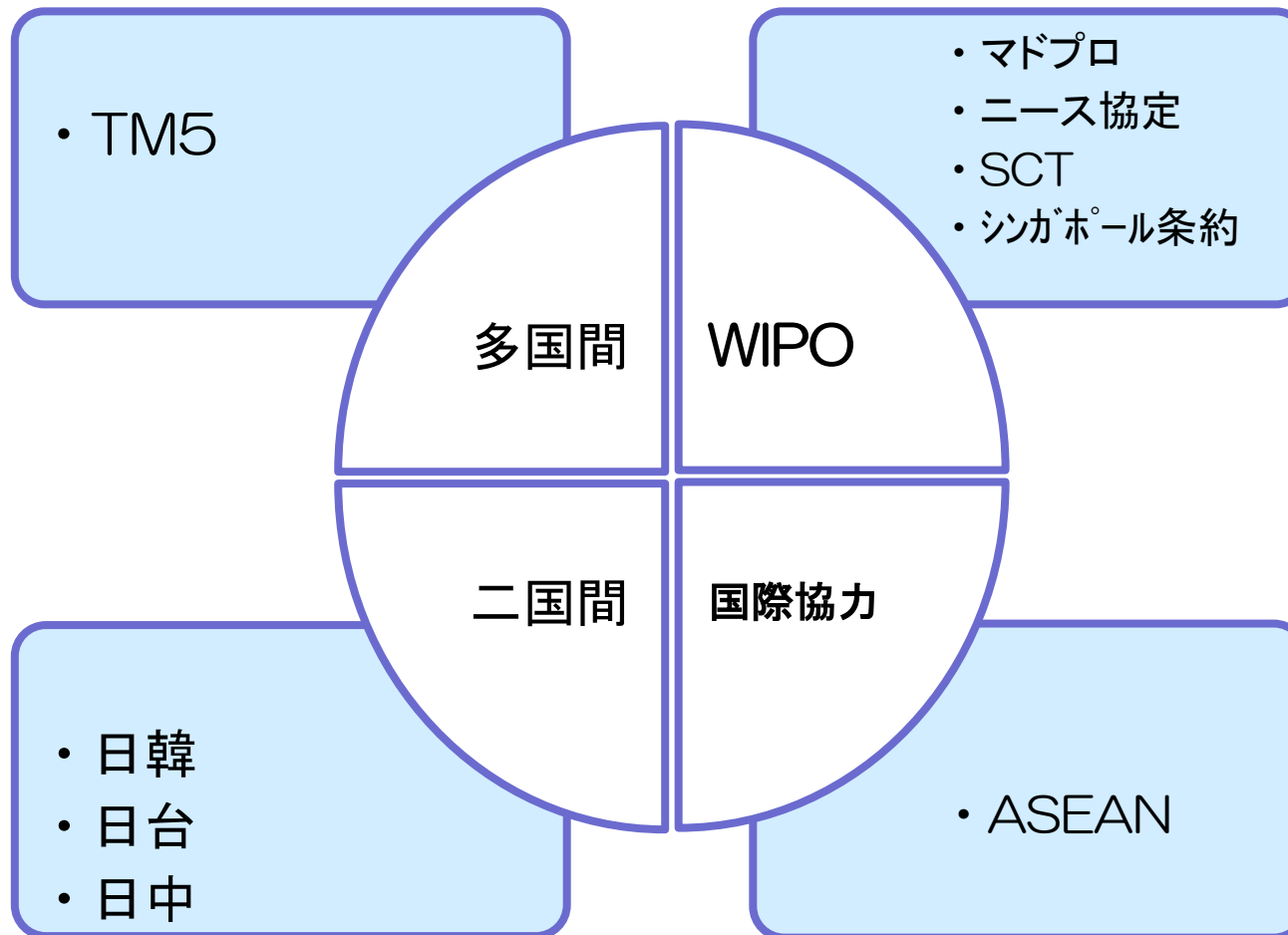
審査期間

FA期間 平均4.2か月を切る
TP期間※ 平均6.2か月を切る

※出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。

審査の質

平成26年度の早期に、外部有識者で構成する委員会を新たに設置し達成すべき目標を委員会で定める。



■「TM5」は、日米欧中韓の商標担当五庁間の協力により、各国企業の商標及び意匠(デザイン)が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的とする枠組み

TM5のプロジェクト(商標分野)

【既存のプロジェクト】

1. TM5 ウェブサイト(韓国)
2. 審査結果に関する比較分析(韓国)
3. 共通統計(欧州)
4. TMビュー(欧州)
5. タクソミーとTMクラス(欧州)
6. IDリスト(米国)
7. 共通ステータス(米国)
8. 悪意の商標出願対策(日本)
9. 図形商標のイメージサーチ(日本)

【新規提案のプロジェクト】

10. マドプロ出願人への情報提供拡充による利便性向上プロジェクト(日本)
11. TM5ワークショップ(日本)
12. 非伝統的商標へのインデックス付け(米国)

2014年12月3日～5日、東京で第3回会合を開催予定

第3回 商標五庁会合(TM5)

- 日程: 2014年12月3日(水)~5日(金)
- 場所: 東京都内会場(調整中)
- 参加者(予定): 米国 USPTO商標局長
 欧州 OHIM長官
 韓国 KIPO商標デザイン審査局長
 中国 SAIC商標局長
- 会合のテーマ: 『ユーザーフレンドリーな商標制度に向けた国際協力の推進』
- 議題(案)
 - ー各プロジェクトの進捗報告と議論
 - ー新規プロジェクトに関する議論
 - ー共同声明
 - ープレス・ブリーフィング
 - ーユーザーセッション
 - ーカルチャービジット(Culture Visit)

(1) マドリッド協定議定書

- 加盟国数:91カ国(2014年7月現在)
- マドリッド協定議定書の制度の利便性向上、将来構想等について議論する作業部会を年1~2回のペースで開催。
- 第11回作業部会は、2013年10月に開催。国際登録の分割、国際登録の従属性の運用凍結等について議論された。
- 次回は、2014年10月開催予定

(2) ニース協定

- 加盟国数:84カ国(2014年7月現在)、国際分類採用国数:約150カ国
- 商品・サービスの分類に関する国際的な条約。
- 国際分類の変更(他の類への移行を伴うものを除く。)は毎年発効。現在は 第10版の新追加版(第10-2015版、2015年1月発効)に向けて作業が進められている。他の類への移行を伴うものは5年毎に版改訂により発効(次版である第11版は2017年1月発効予定)

(3) SCT(商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会(Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications))

- 各国の制度、審査運用に関する情報の交換及び共有を図ることを目的として、年2回のペースで開催。
- 第31回SCT(2014年3月)では、意匠法条約に関する議論のほか、①国名の保護、②ドメイン名システムの拡大と商標に関する議論、③地理的表示に関する議論が行われた。
- 次回は、2014年12月開催予定。

(4) シンガポール条約(日本は未加入)

- 加盟国数:36ヶ国(2014年7月現在)
- 各国における商標手続の共通化・簡素化を目指した手続調和条約。
- 1994年に採択された商標法条約(TLT)の内容を包含した上で、さらにその後生じた商標権保護をめぐる新たなニーズに対応すべく、新しい商標への対応や期間満了後の救済措置の導入等に関する規定を加えたもの。2006年3月採択、2009年3月発効。
- 現在、条約加入に向けた検討を行っているところ。(TLTには1997年に加入済み)。

3. 二国間における取組

(1) 日韓商標専門家会合

- 2001年より開催されていた「日韓審査官会合」を、2008年に「日韓商標専門家会合」に名称変更し、商標審査に関する運用上の問題点のみならず、マドリッド協定議定書に関連する事項など、両庁が関心を有する幅広い分野について意見交換を実施。
- 2014年3月に、韓国にて第11回会合を開催。日韓類似群コード対応表の作成の進捗状況、地域団体商標・地理的表示リストの交換、TM5の枠組みにおける協力、品質管理、著名商標の保護等について議論。現在、IDリスト(商標出願で指定する商品・役務表示のうち、メンバー国間が相互に採択可能な商品・役務表示)に掲載された商品・役務に基づく日韓の対訳及び類似群コードの対応表を作成中。
- 2015年には第12回会合が日本で開催される予定。

※類似群コード＝性質が共通する商品、役務をグルーピングし、同じグループに属する商品群又は役務群は、原則として、類似するであると推定するもの。

(2) 日台商標専門家会合

- 2011年12月に開催された第36回日台貿易経済会議において、台湾智慧財産局(TIPO)より、商標審査官による不定期な相互訪問交流の実施が提案されたのに対し、日本側はこれに賛同して開始。
- 2013年11月に、台湾にて第2回日台商標審査官交流を開催。両庁の概要及び最近の制度・施策に関する動向や商標の識別性、著名商標保護等について意見交換を実施。第3回は、2014年後半に日本にて開催予定。

(3) 日中商標実務者会合

- 商標に関する双方の関心事項及び問題解決のため、実務者レベルの交流を実施。2003年に日中商標実務者会合を開始。2012年1月に第5回会合を東京で開催し、中国商標法改正案や冒認出願問題等について意見交換。また、同年2月には、商標審査及び審判の実務者を東京に招聘し、法律及び運用に関する意見交換を行った。
- 2012年11月には、第1回日中商標審査官交流が実施された。

- ASEANをはじめ成長著しい新興国・地域において、我が国企業の知的財産権が適切に保護される環境の整備は喫緊の課題
- 「日ASEAN知的財産権アクションプラン」(H24年7月「日ASEAN特許庁長官会合」にて締結)に基づき、我が国制度の浸透を図るべく、人材育成・IT化支援、ASEAN諸国の商標や意匠に関する国際協定加盟への支援などを実施

◆ これまでの商標に関する取組

- ASEAN諸国に対し、JICA又はWIPOの短期専門家の派遣を通じた商標審査実務の審査官向け研修、各国知財庁幹部を対象としたマドプロ加盟支援のためのワークショップを実施

◆ 今後の商標に関する取組

- ASEAN諸国のマドリッド協定議定書への加入に向け、研修生の受入れや専門家の派遣など、各国のニーズに応じて商標審査体制の充実を支援
- 商標及び商品・役務の類否判断手法等に関する情報交換を他のアジア諸国にも広めて行くことで、アジア諸国における商標審査の効率化及び予見可能性の向上に資することを検討中

1. 保護対象の拡充

- (1) 改正の背景（我が国企業の状況と保護ニーズ）
- (2) 改正の方向性
- (3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

2. 地域団体商標の登録主体の拡充

- (1) 改正の背景（近年の状況とニーズ）
- (2) 改正の方向性
- (3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

3. 国際機関の紋章等と類似する商標の適切な保護

- (1) 改正の背景（近年の状況）
- (2) 具体的な改正内容等

4. 改正法の施行予定

凡例

「報告書」：産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会

「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」（平成25年9月）

（本文中「 」枠内は当該報告書の抜粋）

「改正条文」：「特許法等の一部を改正する法律」（平成26年5月14日法律第36号）による、改正後の商標法の条文

（本文中 枠で表示）

1. 保護対象の拡充

(1) 改正の背景（我が国企業の状況・保護ニーズ）

- 欧米等では、色彩や音といった我が国では保護していない「新しい商標」を既に保護対象としており、著名な商標が数多く登録されている。実際に、こうした海外諸国において、我が国企業が出願や権利取得を進めるケースも増加しており、我が国における保護ニーズも顕在化している。
- また、我が国商標法の保護対象とされた商標については、①登録によって、侵害行為に対する差止めや損害賠償の請求といった権利行使が可能となるほか、②「マドリッド協定の議定書」の仕組みを利用して複数国への一括出願が可能となるといった実益が生ずる。

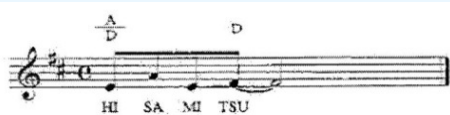
我が国企業が海外での出願や権利取得を進める「新しい商標」

①色彩の商標



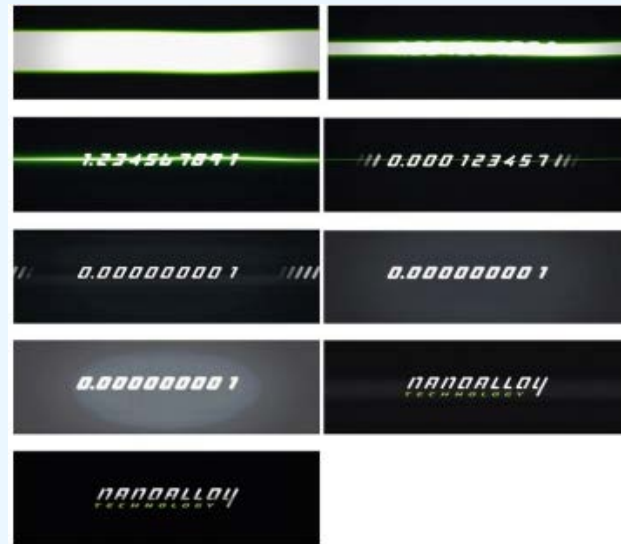
【欧州登録】
株式会社トンボ鉛筆

②音の商標



【欧州登録】
久光製薬株式会社

③動きの商標



【欧州登録】
東レ株式会社

④ホログラムの商標

【ドイツ登録】
株式会社
ニコン



⑤位置の商標



【米国登録】
吉田金属工業株式会社

1. 保護対象の拡充

(2) 改正の方向性

- 我が国企業におけるニーズの顕在化及び保護による実益に鑑み、他国では既に広く保護対象となっている色彩や音といった「新しい商標」を商標法の保護対象に追加する。

「非伝統的商標のうち、『動き』、『ホログラム』、『輪郭のない色彩』、『位置』、『音』（中略）については、その保護のニーズも高まっており、登録要件や商標の権利範囲の特定等の必要な規定・運用を整備することにより、適切な保護を図ることができることから、新たに商標法の保護対象とすべきである」＜報告書4頁＞

- 他方、「におい」や「味」などの商標については、今回の法改正では商標法の保護対象への追加を見送り。

「非伝統的商標のうち、上記の類型以外の「におい」等（以下、「その他の非伝統的商標」という。）については、諸外国において保護されている事例も一定程度あり、今後その保護のニーズが高まることも想定されることから、適切な制度運用が定まった段階で保護対象に追加できるよう、当小委員会において併せて検討を進めていくことが適当である。」＜報告書5頁＞

1. 保護対象の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

① 「商標」の定義の見直し

<改正条文（第2条第1項）>

第二条 この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

一・二 （略）

- 文字や図形等と結合しない「色彩」（色彩のみ）及び「音」を「商標」の定義に追加。
- また、将来のニーズの顕在化に応じて、新しい商標を迅速に保護対象に追加することを可能とすべく、政令委任規定を追加。
（現時点において、当該政令を整備することは予定していない。）
- なお、「動き」、「ホログラム」及び「位置」の商標については、文字や図形等の「標章」からなるものであることから、出願方法等の規定を整備することで対応（後述）。

「『動き』、『ホログラム』、『位置』の商標については、文字や図形等の『標章』からなるものともいえるが、これらの内容を正確に表す出願方法等が整備されていないことから、現行制度の下では商標登録を受けつけていない。」<報告書2頁>

「新商標について早急に適切な保護を図るという観点から、今般改正を予定している『商標』の定義には、現に具体的な保護の実需があるものであり、かつ、現段階で適切な制度運用が可能な標章を個別に規定することが適当である。」<同6頁>

1. 保護対象の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

② 標章の「使用」の定義の見直し

<改正条文（第2条第3・4項）>

3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一～八 （略）

九 音の標章にあつては、前各号に掲げるもののほか、商品の譲渡若しくは引渡し又は役務の提供のために音の標章を発する行為

十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為

4 前項において、商品その他の物に標章を付することには、次の各号に掲げる各標章については、それぞれ当該各号に掲げることが含まれるものとする。

一 （略）

二 音の標章 商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告に記録媒体が取り付けられている場合（商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告自体が記録媒体である場合を含む。）において、当該記録媒体に標章を記録すること。

- 視覚で認識できない「音」の標章について、現行の「使用」の定義には含まれない行為が想定されるため、機器により再生することや楽器により演奏することといった、音を実際に発する行為等を、標章の「使用」の定義に追加。
- また、将来、政令で商標法の保護対象を拡大した際に、「使用」の定義についてもあわせて対応できるように、政令委任規定を追加。
(保護対象同様、現時点において、当該政令を整備することは予定していない。)

1. 保護対象の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

② 標章の「使用」の定義の見直し(続き)

新たに規定された音の標章の「使用」の想定例

i) 第2条第3項第9号

- 商品「映画を記録したDVD」の販売のために、店舗に設置したテレビで、起動時に鳴る音(音の商標)を記録したDVDを再生する行為。
- 役務「映画の上映」を提供するに際し、映画の上映に用いる「マスターテープ」(役務の提供の用に供する物)に、映画の冒頭に流れる楽曲(音の商標)を記録し、映画の上映の際に再生する行為。

ii) 第2条第4項第2号

- 商品「自動車」に取り付けられている記録媒体に、起動時に鳴る音楽(音の商標)を記録する行為。
- 商品・役務の広告として、記録媒体であるDVD(DVD-ROMカタログ)を作成し、その記録媒体に音楽(音の商標)を記録する行為。

「新商標のうち視覚で認識できる商標については、現行の第2条第3項の規定の適用による対応で十分と考えられるが、視覚で認識できない『音』の商標については、現行の『使用』の定義には含まれない使用行為があると考えられるため、『音』の商標を使用する行為について整備することが適当である。

また、今後、その他の非伝統的商標を保護対象に追加する際には、『使用』の定義についても必要に応じて整備することが適当である。」<報告書6頁>

1. 保護対象の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

③ 出願手続の整備

<改正条文（第5条第2・4・5項 / 第15条）、【赤字】は参考>

2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標 【「動き」及び「ホログラム」といった、文字・図形等が変化する商標】

二 (略)

三 色彩のみからなる商標（第一号に掲げるものを除く。） 【「色彩」の商標】

四 音からなる商標 【「音」の商標】

五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める商標

【「位置」の商標を規定することを想定】

4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

第十五条 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一・二 (略)

三 その商標登録出願が第五条第五項又は第六条第一項若しくは第二項に規定する要件を満たしていないとき。

1. 保護対象の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

③ 出願手続の整備(続き)

- 「新しい商標」については、出願に際し、そのタイプについての意思表示の記載（現行の「立体商標」についての記載と同様）を義務付けるとともに、そのタイプに応じて、その商標に関する詳細な説明の記載や所定の物件（「音」の商標であればその音を記録したCD等を想定）の提出の義務を課すことを想定。
- 商標の詳細な説明の記載や所定の物件は、その商標の内容を特定するものでなければならないものとし、その要件を満たさない出願については拒絶の対象となる。

「図表1のとおり、商標のタイプに応じて、どのようなタイプの商標であるかの記載、商標の詳細な説明、音源データ等の必要な資料の提出を求めることができるよう必要な規定を整備することが適当である。（中略）商標の特定（登録商標の範囲）については、（中略）商標記載欄の商標見本のみならず、商標の詳細な説明及び提出される必要な資料の内容を考慮して、その具体的な範囲が画されるよう必要な規定を整備することが適当である。」＜報告書7頁＞

【図表1】 願書の記載事項等

	願書			
	タイプの記載	商標見本 (商標記載欄)	商標の詳細な 説明	必要な資料
動き	要	要	要	不要
ホログラム	要	要	要	不要
輪郭のない色彩	要	要	要	不要
位置	要	要	要	不要
音	要	要	任意	要

1. 保護対象の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

③ 出願手続の整備(続き)

願書の記載内容等(イメージ)

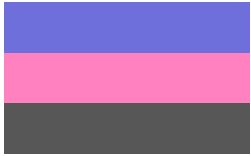
i) 「音」以外の商標 (例:「色彩」の商標)

【書類名】 商標登録願

【提出日】 平成〇年〇月〇日

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】この商標は、●●●

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第〇類】

【指定商品(指定役務)】 ○○○

【商標登録出願人】

【住所又は居所】 ○○○

【氏名又は名称】 ○○○ 印

ii) 「音」の商標

【書類名】 商標登録願

【提出日】 平成〇年〇月〇日

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【音の商標】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第〇類】

【指定商品(指定役務)】 ○○○

【商標登録出願人】

【住所又は居所】 ○○○

【氏名又は名称】 ○○○ 印

【提出物件の目録】

【物件名】 音商標特定用の音声ファイルを記録した光ディスク 1

※「商標の詳細な説明」も任意で記載可能

タイプごとの商標の表示方法や、「商標の詳細な説明」の記載内容については、商標審査基準ワーキンググループにおいて、商標審査基準が検討されているところ。

1. 保護対象の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

④ 商標の特定(登録商標の範囲)について

<改正条文(第27条第3項)>

第二十七条 登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づいて定めなければならない。

3 第一項の場合においては、第五条第四項の記載及び物件を考慮して、願書に記載した商標の記載の意義を解釈するものとする。

- 新しく保護対象とする商標や今後政令で定める可能性のある商標については、「願書に記載した商標」(第五条第1項第2号)のみによっては商標の内容が明確に特定できないため、このような商標については、願書に商標の詳細な説明を記載し、又は所定の物件を添付することとしている。
- そこで、このような登録商標の範囲を定めるに当たっては、当該商標の詳細な説明の記載や所定の物件の内容を考慮することとした。

「商標の特定(登録商標の範囲)については、図表2(右欄)のとおり、商標記載欄の商標見本のみならず、商標の詳細な説明及び提出される必要な資料の内容を考慮して、その具体的な範囲が画されるよう必要な規定を整備することが適当である。」<報告書7頁>

【図表2】商標の特定方法等

	出願日認定	商標の特定 (登録商標の範囲)
動き	願書の商標記載欄に記載された商標	商標の詳細な説明の内容を考慮して、商標の範囲を特定
ホログラム		
輪郭のない色彩		
位置		
音		音源データ(及び商標の詳細な説明)の内容を考慮して、商標の範囲を特定

1. 保護対象の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

⑤ 登録要件・不登録事由の整備について

＜改正条文（第3条第1項第3号／第4条第1項第18号）＞

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

十八 商品等（商品若しくは商品の包装又は役務をいう。以下この号及び第二十六条第一項第五号において同じ。）が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標

- 商品等が通常有する色彩（例：商品「自動車用タイヤ」について「黒色」）及び発する音（役務「焼き肉の提供」について「『ジュー』という音」）や、今後政令で定める可能性のある商標のうち、商品又は役務の特徴というべきものについて、自他商品役務の識別力を有しない商標として適切に拒絶するため、商品又は役務の「その他の特徴」を第3条第1項第3号の対象として追加。
- また、自由競争の不当な制限につながる商標の登録を排除するための規定である第4条第1項第18号についても、商品等が当然に備える特徴のみからなる商標を対象に追加。（詳細は政令委任）

1. 保護対象の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

⑤ 登録要件・不登録事由の整備について(つづき)

- 加えて、緊急用のサイレンの音や、国歌（外国のものを含む。）等の公益的な「音」の商標については、既存の条文の適用（例えば、第4条第1項第7号）によりその登録を認めないよう、商標審査基準の改正等により対応予定。

「今般改正を予定している新商標の自他商品役務の識別力について、基本的な考え方は以下のとおりとし、そのために必要な規定や審査基準を整備することが適当である。

- ・ 自他商品役務の識別力を有しない文字や図形等からなる『動き』、『ホログラム』、『位置』の商標については、原則として自他商品役務の識別力を有しないものとする。
- ・ 単一の色彩や専ら商品等の機能又は魅力（美観）の向上のために使用される色彩からなる『輪郭のない色彩』の商標については、原則として自他商品役務の識別力を有しないものとする。
- ・ 石焼き芋の売り声や夜鳴きそばのチャルメラの音のように、商品又は役務の取引に際して普通に用いられている音、単音、効果音、自然音等のありふれている音、又はクラシック音楽や歌謡曲として認識される音からなる『音』の商標については、原則として自他商品役務の識別力を有しないものとする。ただし、言語的要素を含む音については、その言語的要素を勘案するなど、音の商標の構成を勘案して自他商品役務の識別力を判断する必要がある。」＜報告書8頁＞

「その登録によって商品又は役務自体を独占し、自由競争を不当に制限するおそれがあるものがあるとするなら、それについては、現行の立体商標と同様に、たとえ使用による識別力を有するに至ったとしても、その登録を認めないよう必要な規定や審査基準を整備することが適当である。」＜同9頁＞

「緊急用のサイレンや国歌（外国のものを含む。）等の公益的な「音」の商標は、一私人に独占を許すことは妥当ではないことから、その登録を認めないよう必要な審査基準を整備することが適当である。」＜報告書9頁＞

➡ 商標のタイプごとの登録要件等の具体的な判断については、商標審査基準ワーキンググループにおいて、商標審査基準が検討されているところ。

1. 保護対象の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

⑥ 商標の類否

- これまでの類否判断に関する考え方を基礎としつつ、例えば「音」の商標は「外観」を有しない等、商標のタイプごとに特性があることから、その特性に応じた類否判断を行う方向で検討中。
- タイプの異なる商標についても、性質上可能なものは、タイプ横断的に類否判断を行う方向で検討中。例えば、「音」の商標（特に、歌詞・台詞等の言語的な要素を含むもの）と文字商標とは、類似する可能性があることから、クロスサーチを行う方向。

「商標の類否については、商標の外観、観念、称呼等によって需要者等に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察することとされているが、新商標の類否判断についても、上記の考え方を踏まえつつ、タイプごとの特性を考慮した判断をすることが適切と考えられる。

また、現行においても、立体商標と平面商標のようにタイプが異なる商標同士の類否判断は行われていることから、新商標についても、性質上可能なものについては、タイプ横断的に類否を判断することが適切と考えられる。」<報告書9・10頁>

具体的な類否判断については、商標審査基準ワーキンググループにおいて、商標審査基準が検討されているところ。

1. 保護対象の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

⑦ その他

i) 商標権の効力制限

- 登録要件・不登録事由の改正 ((3)⑤) の内容にあわせて、効力制限規定も改正 (第26条第1項各号)
- また、今後広く商標の保護対象が拡大する可能性があることから、いわゆる「商標的使用」に関するこれまでの裁判実務を踏まえ、自他商品役務の識別機能を発揮する態様で使用されていない商標には、商標権の効力が及ばない旨を明文化 (第26条第1項新設第6号)。

ii) 他人の特許権等との調整

- 権利調整規定 (第29条) に「著作隣接権」を追加。

iii) マドリッド協定議定書に基づく特例

- 国際商標登録出願 (日本国を指定する領域指定) について、国際登録簿上の記載事項のうち、国際登録の対象である商標の記載の意義の解釈に必要な事項として省令で定めるものを、今般の改正で願書の記載事項に追加する「商標の詳細な説明」とみなす旨の規定を整備 (第68条の9第2項)
- なお、「商標の詳細な説明」とみなされた事項については、出願人の補正の機会を確保する観点から、国内における通常の出願と同様に補正できることとした (第68条の28第2項)
- また、所定の物件 (「音」の商標であればその音を記録したCD等を想定) については、別途日本国特許庁に提出する必要がある。

iv) 色彩の特例

- 「色彩」の登録商標と同一の商標とされる範囲が過度に広がることのないよう、「色彩」の商標について、色彩の特例 (第70条第1項～第3項) から除外 (同第4項)。

1. 保護対象の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

⑦ その他(つづき)

v) 経過措置

- 「色彩」及び「音」の商標、並びに「動き」及び「ホログラム」といった文字・図形等が変化する商標については、これらの保護を導入する改正法の施行前から、不正競争の目的ではなく、他人の登録商標に係る指定商品等についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者は、当該改正法の施行の際現にその商標の使用をして業務を行っている地理的範囲内において、継続的使用権を有することとし（附則第5条第3項）、さらに、当該改正法の施行の際現にその商標が需要者に広く知られている場合は、地理的範囲は限定されない（同第5項）こととした。
- あわせて、混同防止表示請求権を措置（同第4項・第6項）。
- なお、サービスマーク制度の導入時や、小売等役務商標制度導入時に規定された、「出願日の特例」（当該改正法の施行後一定期間内に出願されたものをすべて同日の出願とみなす）や、「使用に基づく優先・重複登録」の経過措置については、措置していない。

「新商標の保護が導入される以前から使用されてきた商標に蓄積されている信用を保護し、既存の取引秩序を維持する必要があることからすると、制度改正前から新商標を使用している者については、一定の要件の下で、継続的使用権を認めるような経過措置を整備することが適当である。

なお、継続的使用権を認めることとした場合、商標権者は商標権の行使が制限されることとなるため、混同防止表示請求権を整備することが適当である。」<報告書11頁>

「出願日の特例、使用に基づく優先・重複登録の特例の経過措置については、これらの措置は先願主義を採用する現行商標制度上極めて例外的なものであること、通常の商標出願を含めた審査全体が遅延するおそれがあること、重複登録を認めた場合には同一又は類似の商標に複数の権利が並存することによる影響があることも考慮に加えれば、これらの特例を設ける必要性は乏しいと考えられる。」<同上>

1. 保護対象の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

⑦ その他(つづき)

vi) 公報等

- 商標の詳細な説明や所定の物件の内容（「音」の商標に関する音声ファイル）については、商標公報・公開商標公報等の公報や、特許電子図書館（IPDL）に掲載予定。
- また、特許庁窓口における閲覧（「音」の商標については試聴）にも対応。

「この商標の詳細な説明や提出される必要な資料の内容については、公衆が容易にアクセスすることができるよう、商標公報や特許庁のホームページ等を利用して公示する方策を整備することが適当である。」<報告書7頁>

2. 地域団体商標の登録主体の拡充

(1) 改正の背景(近年の状況・保護ニーズ)

- 地域団体商標制度は、商標の登録要件を一部緩和し、「地域名＋商品(役務)名」等からなる商標の登録を可能とするものとして、平成18年4月に導入された制度。平成26年5月末時点での登録件数は560件。
- 現行制度上の登録主体は事業協同組合等のみだが、近年、商工会、商工会議所及びNPO法人も新たな地域ブランドの普及の担い手となっている。
- こうした新たな地域ブランドについても、商標権を取得することができれば、①地域ブランド自体の価値向上につながるとともに、②無関係な者がその地域ブランドをかたった「まがいもの」が出回った際にも、差止めや損害賠償の請求といった権利行使が可能となる。

現行の地域団体商標の登録例

- 商標:
益子焼
- 権利者:
益子焼協同組合



- 商標:
大間まぐろ
- 権利者:
大間漁業協同組合



普及が進む地域ブランドとその担い手の例

商工会

東京都福生市の
「福生ドッグ」
(福生市商工会)



商工会議所

群馬県伊勢崎市の
「いせさきもんじゃ」
(伊勢崎商工会議所)



NPO法人

香川県小豆島の
「小豆島オリーブオイル」
(NPO法人小豆島
オリーブ協会)



2. 地域団体商標の登録主体の拡充

(2) 改正の方向性

- 近年、新たな地域ブランドの普及の担い手となっている 商工会、商工会議所及びNPO法人を商標法の地域団体商標制度の登録主体に追加し、地域ブランドの更なる普及・展開を図る。

「『新たな地域ブランド』の保護の拡充を図り、地域経済の活性化等につなげるためにも、各地域において地域ブランドの普及・発展に主体的に取り組んでいる団体であって、設立根拠法において加入の自由が保証されている団体である商工会、商工会議所、特定非営利活動法人を、新たに地域団体商標の登録主体として認めることが適当である。」〈報告書14頁〉

- 他方、登録客体（地域団体商標として出願・登録できる商標の構成）や、周知性に関する事項については、法律の改正は行わない。
- ただし、周知性に関する事項については、報告書の指摘（下記参照）を踏まえ、商標審査基準ワーキンググループにおいて、商標審査基準改訂の検討を行う。

「現行の地域団体商標の対象とされていない『商品（役務）の名称』を含まない商標を保護対象とすることは、（中略）地域の名称の正当な使用を過度に制約し、その事業活動を萎縮させるおそれがあること、（中略）等の問題が指摘されており、これらについて十分に配慮する必要がある。（中略）地域団体商標として保護すべき商標の構成については、（中略）引き続き検討を行っていくことが適切である。」〈同上〉

「周知性の要件を安易に緩和することは、かえって地域における混乱を生じさせるおそれがあるため、慎重な検討が必要である。

他方で、周知性の判断が厳格にされすぎているとの指摘を踏まえ、地域団体商標制度の趣旨に則り、地域団体商標の構成、その商品・役務の種類、その商品・役務の取引慣行、取引者・需要者層、地域の実情等をより考慮した上で、周知性の判断を行うようにすることが適切である。」〈同上〉

2. 地域団体商標の登録主体の拡充

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

① 登録主体の拡充

<改正条文（第7条の2第1項）>

第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人（以下「組合等」という。）は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定（同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。）にかかわらず、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

一～三 （略）

- 地域団体商標の商標登録を受けることができる者に、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人並びにこれらに相当する外国の法人を追加。
- あわせて、地域団体商標の商標登録を受けることができる者に該当するか否かの確認方法について、商標審査基準の整備を行う。（平成26年8月1日施行）

(3) 具体的な改正内容や改正後の運用等

② 周知性に関する審査基準の見直し

- 地域団体商標の登録に要求される周知性の程度は、需要者の広がり及びその認知度において、第3条第2項に基づき登録を受ける場合に実務上要求されるものよりも狭く、また低いもので足り、需要者の広がりについては、商品（役務）の種類、取引者・需要者層、取引の実情等の個別事情によるが、例えば隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることが必要であると解されている。
- しかし近年、インターネットの普及等により商取引の態様や宣伝・広告の媒体は多様化しており、地理的な制約なく流通する商品等もあることから、このような取引の実情等についても十分勘案する必要がある。
- そこで、こうした経済状況あるいは取引の状況の変化を踏まえ、地域団体商標の特性に由来する個別事情をより踏まえた周知性の判断を行うことができるよう、商標審査基準ワーキンググループにおいて検討を行い、より具体的な判断基準を商標審査基準に明記する予定。

3. 国際機関の紋章等と類似する商標の適切な保護

(1) 改正の背景(近年の状況)

- 工業所有権の国際的保護に関する基本的枠組みを規定しているパリ条約では、加盟国に対し、国際機関が使用する紋章等を他者が商標登録することを防止する義務を課しており、我が国においても、商標法第4条第1項第3号の規定により当該義務を担保している。
- 他方、条約上は、こうした国際機関と関係があるとの誤認を生じない商標については商標登録を行うことができるものとしている。
- 我が国では、この例外措置については商標法に規定せず、実際の審査でこれを担保しているが、近年、我が国企業が使用する商標についても、こうした例外措置の対象になり得るものが多く登録され、または使用されている状況。

実在する登録商標の例



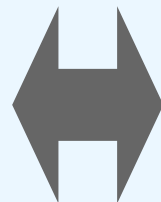
登録商標(第2704577号)

【商標権者】

本田技研工業株式会社

【指定商品】

自動車並びにその部品
及び附属品 ほか



国際交通フォーラム
(Forum International des
Transports)の標章

平成19年11月16日に
国際事務局より通知

※登録商標「Fit」は周知商標であるため、当該商標に商標法第4条第1項第3号が適用されることを防ぐべく、現在、国際交通フォーラムの略称「FIT」の指定は行われていない。

その他、想定される商標の例

例えば、自社の製造した
自動車等の商品につい
て使用する「IOOC」とい
った商標



国際オリーブ油会議
(International Olive
Oil Council)の標章
平成6年通商産業省告示
第269号

(2) 具体的な改正内容

<改正条文（第4条第1項第3号）>

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

三 国際連合その他の国際機関（ロにおいて「国際機関」という。）を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標（次に掲げるものを除く。）

イ 自己の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似するものであつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

ロ 国際機関の略称を表示する標章と同一又は類似の標章からなる商標であつて、その国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれがない商品又は役務について使用をするもの

- ①自己の商標として周知となっている商標等、及び②国際機関と関係があるとの誤認を生ずるおそれのない商品等について使用する商標については、当該国際機関を表示する標章と同一又は類似であっても、商標登録することができることとした。
- ただし、②の場合については、その商標が国際機関の「略称」と同一又は類似であるものに限る（例えば「WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION」（世界知的所有権機関）のような、国際機関の正式名称と同一又は類似である場合には対象外）。

「パリ条約上の義務や我が国の事業者の商標選択の幅を過度に狭めないようにすること等を考慮すれば、商標法第4条第1項第3号について、国際機関と関係があると誤認させるおそれのない商標は、本号の対象とならないような措置が適当である。」<報告書16頁>

➡ ①②の具体的な判断については、商標審査基準ワーキンググループにおいて、商標審査基準の検討を行う予定。

【施行日】

- 保護対象の拡充等（地域団体商標関連以外）【附則第1条本文】：
公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(→ 未定)
- 地域団体商標の登録主体の拡充【附則第1条第2号】：
公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
→ 平成26年8月1日施行

(参考) 施行日前の出願等の取扱いについて

- 改正法の規定は、原則として、改正法の施行日以後にされた出願や当該出願に係る登録商標についての登録異議の申立て等にも適用される（例えば、施行日前に「音」の商標を出願しても、その登録を受けることはできない）。
- 他方、国際機関の紋章等と類似する商標の適切な保護（商標法第4条第1項第3号、本資料3.）に関する改正については、国際機関と関係があるとの誤認を生じない商標についてまで拒絶してしまう現行法を、パリ条約と同様の適正な要件に修正するものであって、商標登録要件を緩和するものであることから、適用範囲を可能な限り広くするべく、経過措置を置かず、施行日から適用する。

ご静聴ありがとうございました！！

◆ お問い合わせ

○ 商標法改正の概要について

特許庁 審査業務部 商標課 商標制度企画室

電話：03-3581-1101（内線2806）

FAX：03-3580-5907

E-mail：PA1T80@jpo.go.jp

○ 新商標や地域団体商標等に関する審査基準（審査運用）について

特許庁 審査業務部 商標課 商標審査基準室

電話：03-3581-1101（内線2807）

FAX：03-3580-5907

E-mail：PA1T00@jpo.go.jp

○ 地域団体商標制度について

特許庁 審査業務部 商標課 地域団体商標・小売等役務商標推進室

電話：03-3580-8012

FAX：03-3580-5907

E-mail：PA1481@jpo.go.jp